## 会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会(第2回)
開催日時	平成27年6月23日(火曜日)午後2時から午後3時30分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	出席委員:横澤委員、長谷川委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員・事務局:総務部総務法規課長、総務法規課課長補佐、総務法規 課副主幹、法規文書係主査、法規文書係主任、法規文書係主事 欠席:横道委員、岡本委員、河野委員
議題	議題1 番号法施行に伴う条例整備について ほか
会議資料	資料1(仮称)西東京市特定個人情報保護条例の概要について ほか
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
→ 注	

#### 会議内容

## ○会長:

それでは議題 1 番号法施行に伴う条例整備について審議する。事務局の説明を求める。

## 議題1 番号法施行に伴う条例整備について

・事務局より説明

#### ○会長:

事務局の説明に対し、質問等はあるか。

# ○委員:

日本年金機構の情報漏えいもあり、マイナンバー制度自体の施行は 10 月に間に合うのか。

#### ○説明員:

平成27年10月に個人番号の付番及び通知カードの送付、平成28年1月に個人番号の利用開始が予定されている。個人番号を利用又は保有する団体については、事前に特定個人情報保護評価を実施してリスク分析と対策を行い、特定個人情報保護委員会の承認を得ることが義務付けられている。特定個人情報保護委員会は、地方自治体に対して、評価に関する助言・指導を行うことができ、また、番号法を始め法令に違反する場合には、勧告及び命令ができるとされている。もし危険等があれば、こういった対応がなされることとなる。

#### ○委員:

**7**月に実施する条例案のパブリックコメントは、一般市民が自由に意見を述べることができるものか。

## ○説明員:

そのとおりである。

## ○委員:

番号法上、情報提供は情報提供ネットワークでしか行うことができないとされているが、法を理解している者でなければ、このことを正しく読めないと思われる。新条例では、この部分をどのように規定する予定か。

### ○説明員:

新条例についても、法を参照して内容の齟齬がないように定義する。

## ○委員:

市民に分かりやすいよう条文の書き方を工夫していただきたい。

## ○説明員:

条文については検討させていただく。

## ○委員:

資料1の概念図について、情報提供等記録とは、まさに情報提供ネットワークのアクセスログを言うのであり、システムで自動的に記録が取れるような仕組みとなっている。紙媒体も含めた他団体とのやり取りの全ての記録ということではない。ずばり「情報提供ネットワーク利用に関するアクセスログ」といったような表現の方が誤解がないのではないか。また、国税連携については、情報提供ネットワークシステムを使用しないが、条例ではどのように扱うのか。

#### ○説明員:

情報提供等記録については、番号法第23条において、「第19条第7号の規定により情報提供ネットワークを用いて特定個人情報を提供した場合、又は照会する場合は当該記録を政令で定める期間保存しなければならない」とされており、第19条第7号というのが情報提供ネットワークを使った提供又は照会についての規定である。ご指摘のあった国税連携については、第19条第8号に規定されており、番号法で言うと国税連携の記録というのは、情報提供等記録に当たらないと理解している。条例においても、情報提供等記録というのは、あくまでも情報提供ネットワークを通じて照会又は提供をした記録として定義することを考えている。

# ○委員:

税に関する情報照会・提供は、全てマイナンバーに集約されるのか。

## ○説明員:

税分野では、地方自治体と国税庁の間で以前からネットワークによる情報提供がされていた。今回、そこにマイナンバーがのった形で引き続き情報提供は行われるが、その他の情報とは照会・提供の方法は異なる。

#### ○委員:

保有特定個人情報のうち、情報提供等記録については、開示及び訂正の請求のみできることとする、とあるが、アクセスログの訂正というのはあり得るのか。アクセスログを間違えたから訂正するということは、証拠を消すことになってしまう。間違っていたログを残すことにより、間違っていたという証拠になるのではないか。

## ○説明員:

番号法第 30 条は、情報提供等の記録についての特例ということで、記載事項が誤っていた場合には、当該情報記録等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供記録等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要がある旨、行政機関個人情報保護法を読み替える規定となっている。また、第 31 条では、「当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとすると規定されている。第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録が情報提供等記録に当たるのであり、開示及び訂正について、それぞれの自治体で規定を整備して請求ができるように措置しなさいという規定になっている。

#### ○委員:

新条例と既存の個人情報保護条例の一部改正の2本立てで整備することについて、特定個人情報も個人情報の一部であるが、特定個人情報と個人情報を条例の中で市民に分かりやすく論理的に定義できるのか。

### ○説明員:

現行の個人情報保護条例の中で特定個人情報について規定する方法もあるが、括弧書きが多くなり非常に分かりにくいものとなる。また、個人情報の保護が目的である個人情報保護条例と、社会保障・税分野における個人番号の利用活用を目的とする番号法とで目的が異なることから、別立ての条例を考えている。さらに、庁内連携をする場合や特定の事務について個人番号を利用する場合には、さらに条例の定めが必要である。利用条例については、庁内で検討しているところである。

#### ○委員:

個人番号の利用が拡大されることが危ぶまれている。

## ○説明員:

行政機関内での利用を想定しており、それも、福祉、安全、税の分野に限定しなければならない。今、利用拡大が非常に危惧されているのは、民間での利用である。そうなると、いくらでも広がって個人番号そのものの秘匿性がなくなるのではないかというようなことが言われている。これについては、今後の国会の審議を見守りたい。

# ○委員:

審議会の所掌事項に特定個人情報保護評価の第三者点検が追加されることについて、 どのような形で評価書の報告を受けて回答することを想定しているのか。あるいは承認 をいう形をとるのか。この関係を整理しておくべきである。他の案件と異なり、細かい セキュリティの問題を含んでいるので、当審議会でどこまで深く審議すればよいか疑問 に思うところがある。

#### ○説明員:

第三者点検については、どの機関で行うかは自治体の判断に任されている。当市の第

三者機関としては、当審議会がふさわしいと考えている。専門性の高い内容となるため、例えば、その分野の委員に入っていただく、又は専門の部会を設置するなど、様々なやり方があると考える。全項目以外の評価については、法の規定では第三者点検の義務はないため、単に報告として扱い、質疑を行う中で過不足があれば、実施機関で再点検を行うこととしたい。審議会に報告をすることにより、内部の点検体制がより一層強化されるという意味合いもあると考える。これについては、再度検討したい。

## ○委員:

当審議会が自ら点検したものを市長に答申するとなると、この制度自体があいまいにも見える。報告に対する回答という形で市長に提出するのか。また、第三者点検の結果も最終的には答申という形で出すのか。

### ○説明員:

全項目評価を実施した市に照会等を行い検討する。回答という形式は想定していない。報告の受け方について決まりは特段ないが、やり方については検討する。

#### ○委員:

パブリックコメントでは、どういった資料で意見募集を行うのか。

## ○説明員:

今回の資料 1 及び資料 2 を予定している。マイナンバー制度の内容については、内閣府ホームページへのリンクを貼る予定である。

#### ○委員:

詳細な条例案については、いつ提示されるのか。

## ○説明員:

次回審議会において、パブリックコメントの結果報告とともに、条文に近い形で提示 したい。

#### ○会長:

本件については、継続審議としたいが、よろしいか。

#### ○各委員:

異議なし。

## ○会長:

それでは議題2 その他について事務局の報告を求める。

#### ・事務局より報告

日本年金機構の情報漏えいに関するプレス発表資料について説明

#### ○委員:

マスコミによれば、日本年金機構の特定個人情報保護評価は適切に実施されているものの、職員に徹底されていなかったとのことである。市においても、これを参考に、パスワードの設定、暗号化など基本的なことを職員に徹底させることが重要である。

# ○事務局:

職員の意識向上は、重要な取組事項であると考えている。庁内でもセキュリティ対策会議を設けており、今後も、物的対策、技術的対策及び人的対策を組織的に講じて参りたい。

# ○会長:

以上で本日の審議会は、閉会とする。

# 以上